

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正について

農林水産省 消費・安全局表示・規格課 有機食品制度班 小俣範雄

1 特別栽培農産物に係る表示ガイドラインが改正されました

皆さんは、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」という言葉をご存じですか。このガイドラインは平成4年に作られたものです。この当時、農薬や化学肥料を減らして栽培された農産物については、生産者の皆さんの独自の基準に基づき、多様な表示で供給されていましたので、流通・消費の面で少なからず混乱が生じておりました。その一方で、このような農産物に対する消費者の皆さんの関心も高まっておりました。このため、生産や表示について一定のルールを決めることにより、生産者の皆さんの努力が評価され、消費者の皆さんがこれら農産物を購入する際の目安となるよう、このガイドラインは制定されたのです。

このガイドラインが作られてから10年以上経ったわけですが、消費者の皆さんから、これら特別な農産物の表示の仕方（名称）や表示の根拠として比較している基準に対して疑問等が寄せられていたため、生産者や消費者の皆さんの代表者を含めた有識者からなる検討委員会を設置して、表示の手法、表示の信頼性を確保するための方法などについて検討が行われました。この検討によりガイドライン改正案が作成され、さらにパブリック・コメント（意見・情報の募集）の結果を踏まえ、平成15年5月に改正、

本年の4月から施行されることとなったところ
です。

2 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン改正の概要

今回のガイドラインの改正のポイントは次のページの表のとおりです。

（1）名称の改正

今回のガイドラインの改正は、大幅なものとなったわけですが、最大の変更点はこれまで表示してきた「無農薬」「減農薬」などの名称が表示禁止となり、「特別栽培農産物」の名称に統一されたことでしょう。また、これと隣接して、化学合成農薬等使用資材の節減割合や使用していない旨を表示することとされました。

これは、これまでガイドラインの表示に使われてきた「無農薬」の表示が、生産者の皆さんにとっては、「当該農産物の生産過程等において農薬を使用しない栽培方法により生産された農産物」を指す表示でしたが、この表示から消費者の皆さんは「土壌に残留した農薬や周辺は場から飛散した農薬を含め、一切の残留農薬を含まない農産物」であると受け取られ、また、「減農薬」の表示は、削減の比較の対象となる基準が不明確、削減割合が不明確、何が削減されたのか不明確（農薬の使用回数なのか残留量

* 改正のポイント *

Point 1

特別栽培農産物の特徴が消費者等へ正しく理解されることを目的として、**生産の原則**(土づくり等)が定められました。

Point 2

新ガイドライン表示の対象となる農産物は、**化学合成農薬と化学肥料の双方を慣行の50%以上減らして栽培された農産物**となりました。

また、慣行のレベルは、地方公共団体が策定又は確認したものを節減割合の算定の比較基準とすることになりました。

Point 3

農薬や化学肥料の使用状況に応じて区分毎に設定されていた名称(無農薬栽培農産物、無化学肥料栽培農産物、減農薬栽培農産物、減化学肥料栽培農産物)が、「**特別栽培農産物**」に統一されました。

なのか)等、消費者にとって曖昧で分かりにくい表示であったからです。

このような、消費者の方々からの指摘を踏まえてガイドラインが改正されたところであり、改正後のガイドラインにおいては「無農薬」「減農薬」「無化学肥料」「減化学肥料」の表示は表示禁止事項とされ、これらの語は使用できないこととなっております。

(2) 環境保全型農業の推進

生産の現場においては、食料・農業・農村基本法や持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律などの制定に伴い、環境と調和の取れた農業が求められており、堆肥等による土づくりを行うとともに、化学合成農薬等を低減させることが今後の重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、消費者の方々により一層特別栽培農産物への理解を深めてもらい、環境保全型農業をさらに進める観点から、土づくりなどの特別栽培農産物の生産の原則を新た

に規定するとともに、これまで化学合成農薬と化学肥料のどちらか一方を5割以上削減していればガイドライン表示の対象となったものを、化学合成農薬と化学肥料の双方を慣行栽培の5割以上減らして栽培された農産物のみが対象となることとなりました。

(3) 比較の対象となる基準(慣行レベル)の公正化・透明化

化学合成農薬や化学肥料などの節減割合の比較基準となる慣行レベルについては、これまで、栽培責任者等の方々が独自に基準を設定してきた場合もありました。改正後のガイドラインにおいては、消費者の方々の要望に応え、基準の客観性・公正性を高め、基準のバラツキを抑えるため、地方公共団体が策定又は確認した基準を使用することとし、使用実態が明確でない場合には特別栽培農産物の表示は行わないこととされております。

あわせて、地方公共団体が化学合成農薬等の

慣行レベルを策定又は確認した場合にあっては、その内容を外部に公開し、生産者、流通業者、消費者等関係者への周知に努め、各慣行レベルについては適宜見直すよう努めることとされております。

(4) 情報提供方法（農薬等化学合成資材の使用状況）の多様化

農薬等化学合成資材の使用状況については、これまで一括表示とセットで表示することとされていましたが、改正後は、容器包装資材への表示だけでなく、その内容を店舗等で確認できる場合には、インターネット、ビラの添付などによる情報提供方法も可能となりました。

(5) 使用資材の取扱いについて

化学合成農薬の使用回数は、化学合成農薬の有効成分毎にカウントする必要があります。こ

の化学合成農薬のカウントの対象には、ガイドラインと別個の制度である有機農産物の日本農林規格別表2に掲げられる農薬についても含まれます。したがって、複数の有効成分を含んでいる混合剤の場合は、単純に実際に散布した回数をカウントするのではなく、有効成分の延べ使用回数をカウントすることになります。

また、下記のようにカウントの対象とならない例外的な農薬があり、その場合の表示上の留意事項もあります。農薬の使用状況に応じ、表示の方法が異なりますので、詳しくは下記の表を参照してください。

ア 化学合成農薬のうち、性フェロモン剤等誘引剤（交尾阻害を目的とする性フェロモン剤を含む。）については、作物やほ場に直接散布されず、また他の化学合成農薬の削減にもつながるものであり、環境保全型農業の推進にも資す

使用する資材				必ず表示すべき事項
化学合成農薬		化学合成農薬以外の農薬		
化学合成農薬慣行5割以下	性フェロモン等誘引剤	化学合成農薬以外の農薬	天敵及び特定防除資材	
使用	使用	※	※	➡ 化学合成農薬：当地比〇割減（使用回数） （〇〇（性フェロモン等誘引剤名）使用）
使用	不使用	※	※	➡ 化学合成農薬：当地比〇割減（使用回数）
不使用	使用	※	※	➡ 化学合成農薬：栽培期間中不使用 （〇〇（フェロモン等誘引剤名）使用）
不使用	不使用	使用	※	➡ 化学合成農薬：栽培期間中不使用
不使用	不使用	不使用	使用	➡ 農薬：栽培期間中不使用 （〇〇（天敵及び特定防除資材名）使用）
不使用	不使用	不使用	不使用	➡ 農薬：栽培期間中不使用

ることから、節減割合の算出に当たっての使用回数には含めないこととしたところです。

ただし、性フェロモン剤等誘引剤を使用した場合には、その事実を正しく消費者に伝える観点から、一括表示欄において使用した旨を表示することとしています。

なお、性フェロモン剤を含む農薬であって、殺虫剤との混合剤で「誘殺」を目的とした農薬の場合、殺虫成分について使用回数の対象に含めるとともに、性フェロモン剤等誘引剤を使用した旨表示することとなります。

イ 特定防除資材（「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」として指定された特定農薬の通称。）については、天敵（死菌剤については天敵に該当しないことから、死菌剤を使用した場合には「農薬不使用」にはなりません、化学合成農薬ではないため、使用回数のカウントの対象にはなりません。）と同様の扱いとし、

天敵及び特定防除資材のみを使用している場合は「農薬：栽培期間中不使用」と表示できることとしました。

ただし、天敵も特定防除資材も「農薬」の範囲内にあることから、消費者に対して、資材の使用状況について正確に情報提供を行うとの観点から、天敵及び特定防除資材を使用した農産物に「農薬：栽培期間中不使用」と表示する場合は、天敵や特定防除資材を使用した旨を併せて表示（天敵及び特定防除資材の一般的名称）することとしました。

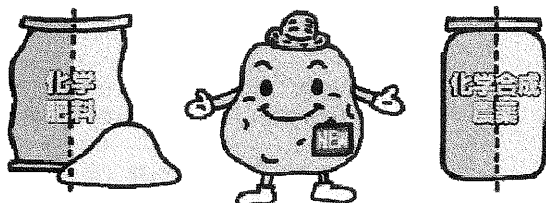
ウ 展着剤については農薬取締法において登録されているものですが、同剤は主剤の物理性を増強し効果を高めるために用いられる薬剤であり、一般にそれ自体普通の農薬のような薬効を持たないので補助剤として扱われています。ガイドラインにおいては、化学合成農薬の使用回数は、有効成分の延べ使用回数をカウントすることになっていますので、展着剤については、

特別栽培農産物とは

上記の生産の原則に基づくとともに、その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと）に比べて、

化学合成農薬の使用回数が50%以下
化学肥料の窒素成分量が50%以下

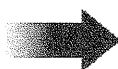
で栽培された農産物です。 ※性フェロモン剤等誘引剤を除く。



従来は、化学合成農薬又は化学肥料のどちらか一方でも50%以上節減していれば、ガイドラインに基づく表示が可能でしたが、新ガイドラインでは、化学合成農薬と化学肥料双方の節減が必要となります。

名称について

	無農薬	減農薬	慣行
無化学肥料	A	B	C
減化学肥料	D	E	F
慣行	G	H	適用の範囲外



	無農薬	減農薬	慣行
無化学肥料	特別栽培農産物		適用の範囲外
減化学肥料			適用の範囲外
慣行	適用の範囲外	適用の範囲外	適用の範囲外

化学合成農薬の使用回数には含めないこととなっています。

3 おわりに

今回のガイドラインの改正は、平成15年5月26日に行われたところですが、このような大幅な改正となりましたので、およそ1年程度の周知期間、移行期間を設けることとし、新しいガイドラインの適用は平成16年4月1

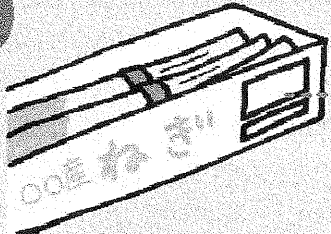
日以降に生産された農産物から対象となることとしました。したがって、平成16年3月以前に生産された農産物については、改正前のガイドラインに基づく表示を行うこともできます。

このガイドラインは、特別な農産物の生産、流通、販売に携わる人たちが生産や表示のルールに従って自主的に確認・管理し、関係者の自発的な行動によって守られるものでありますが、生産者・消費者双方の皆さんのニーズに応じて

※ 特別栽培農産物の表示例

ラベルや店頭での表示の他に、消費者が商品選択の際に、農薬等資材の使用状況について、その内容を店舗等で確認できる場合は、インターネット（ホームページのアドレス表示）、票片の添付などの方法が可能になりました。

表示例 1



農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 農 薬：栽培期間中不使用（食酢使用）
 化学肥料：当地比5割減（窒素成分）
 栽培責任者 ○○○○
 住 所 ○○県○○市△△
 連絡先 TEL○○-○○-○○
 確認責任者 △△△△
 住 所 ○○県○○市◇◇◇
 連絡先 TEL○○-○○-△△

使用資材名	用途	使用量
▽▽▽	元肥	窒素4kg/10a
◇◇◇	追肥	窒素1kg/10a

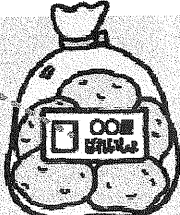
注：使用資材名は原則として産品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

表示例 2

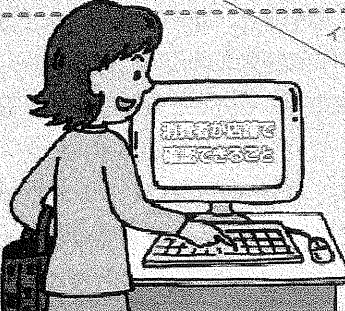
農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物
 化学合成農薬：○○○地域比7割減（使用回数）
 化学肥料：栽培期間中不使用
 栽培責任者 ○○○○
 住 所 ○○県○○市△△
 連絡先 TEL○○-○○-○○
 確認責任者 △△△△
 住 所 ○○県○○市◇◇◇
 連絡先 TEL○○-○○-△△

（農薬等使用状況）
<http://www.tokusai...jp/>



インターネットで
問い合わせ



化学合成農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
○○○	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	除草	1回

注：使用資材名は原則として産品名ではなく、主成分を示す一般的名称を表示します。

制定されたルールであり、当該ガイドライン表示の規定にしたがって表示することが消費者の皆さんの信頼を得ることにつながりますので、ガイドラインに基づく表示が広く行われることが期待されています。

今回のガイドラインの改正に関する情報（改正の概要、パンフレット、Q&A集、改正後のガイドライン本文等）は農林水産省のホームページ上に掲載されておりますので、参考にして頂ければ幸いです。（http://www.maff.go.jp/shiki/syokuhin/heya/tokusai_gaido.htm）

こぼれ話

— 続・ヒマワリは日回りか？ —

本誌35巻7号（平成13年10月号）29頁で「ヒマワリは日回りか？」と題して、ヒマワリの花は朝は太陽に向かって東を向き、日中陽が高くなると上に向き、陽が西に傾くと西を向く、つまり太陽の動きにつれて花が回るのでヒマワリ（日回、向日葵とも書く）というと言われているがこれはマッカなウソで、ヒマワリの花は、花が咲いたときの方向のままで断じて回ることはないと牧野富太郎博士が書いてると記載したが、別の研究ではこの説こそ誤りで、ヒマワリは生育時期によって太陽の動きにつれて回るとというのが正しい説であることが判明したのでここに訂正する。

百科事典などでヒマワリの項を調べると「日に回る」「日に回らない」と事典によって正反対のことが書かれている。実はヒマワリは葉と花の運動が顕著な植物で、生育初期の若い時期のヒマワリの茎の先端は太陽の動きにつれて東から西に回り、花が開花後はこ

の運動は止まり陽の動きにつれて回ることはないというのが正しい説である。

ヒマワリが若い時期は太陽光線を受けるとオーキシンという成長ホルモンを作り、このオーキシンは日光が当たらない側では濃度が高くなって、集中的に働いて反応点の細胞を刺激して成長運動を続けるといわれている。



▲花は陽の動きにつれて回らない

従ってオーキシンは太陽の動きとともに日光が当たらない方向に移動し、日陰側の細胞がよく伸びて、ヒマワリの若い茎の先端は常に太陽の方向を向く転頭運動をするといわれている。この運動は蕾ができない若い時期まで続

き、夜中の12時にはちゃんと東を向いて止まり、翌朝また、東から西に回転するのである。この転頭運動は花が咲くと止まり、花は多くは東の方向を向いたまま動かなくなるのである。このことから、百科事典によって「日に回る」「日に回らない」とあるのはいずれも間違いではないが、正確ではない。 ㊦

（参考図書「ほんとの植物観察」地人書館）